

新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症への位置づけ変更について

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナの5類移行に伴う対応の変化

現在、新型コロナ感染者は、医師が保健所に「全数」を届け出ることが義務付けられていますが、5月8日以降は季節性インフルエンザと同じ「定点把握」になります。

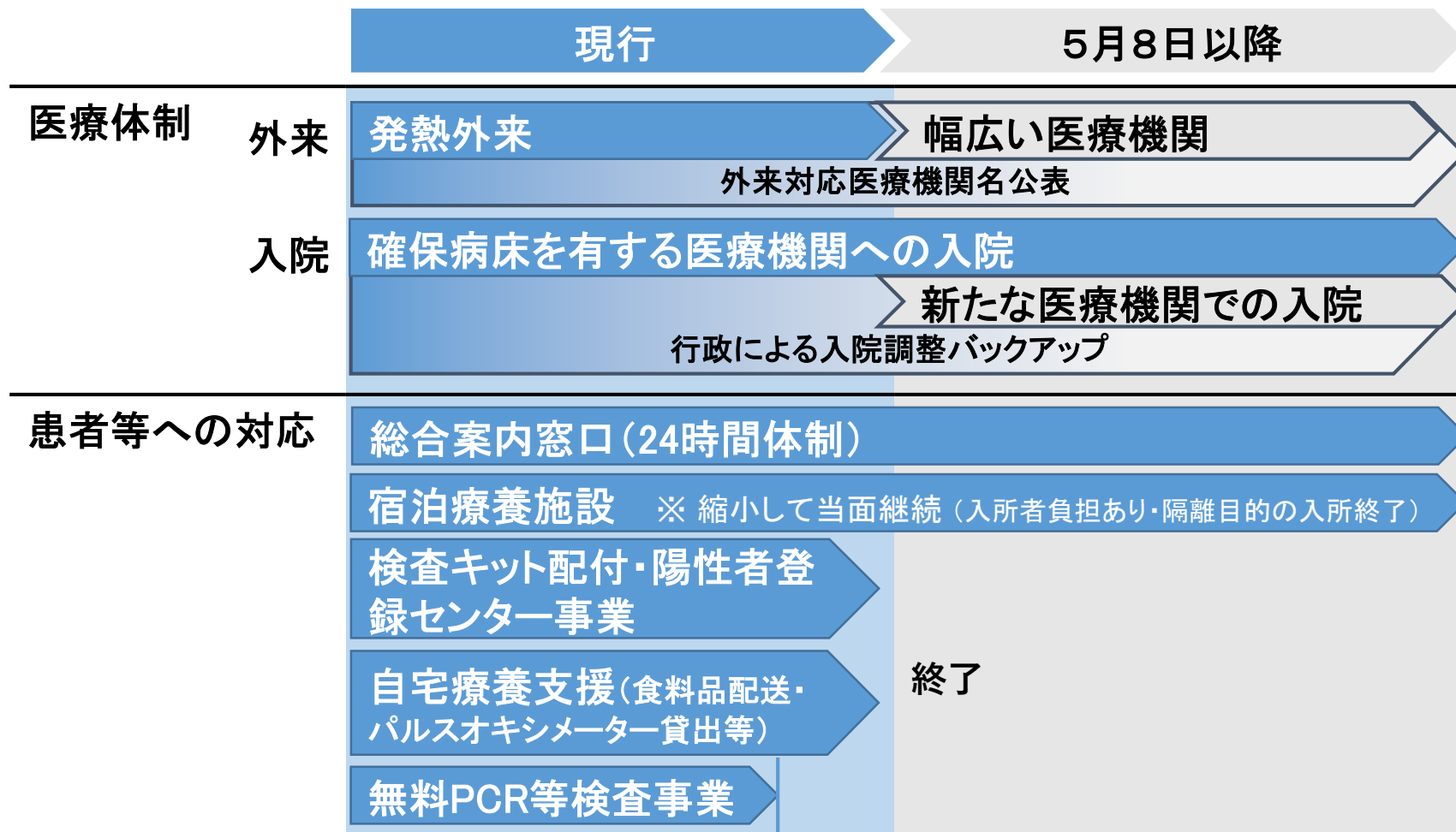
	現行	5月8日以降
感染症法上の分類	新型インフルエンザ等感染症(2類相当)	5類感染症
感染者の届出	全数	定点医療機関
入院勧告・就業制限	できる	できない
感染者の待機	原則7日間	(協力をお願い)
濃厚接触者の待機	原則5日間	(協力をお願い)
医療費	公費負担	公費を段階的に縮小
外来医療	発熱外来で対応	幅広い医療機関で対応
緊急事態宣言	発令できる	発令できない

県が9月末までに目指す医療体制

- 1 幅広い医療機関において、新型コロナウイルス感染(疑い含む)を理由に外来、入院を断ることなく対応する。
- 2 医療機関は、地域の中での医療機能を分担し、症状(重症度別等)に応じた患者受入、受診先の紹介や転院調整を行う。
- 3 高齢者施設等は、協力医療機関と連携し、協力医療機関が主体となって入院調整する。

秋田県における5類移行に伴う変更等

5類移行に伴う県民の不安に対応するため、24時間相談できる窓口を継続します。



3月末で終了

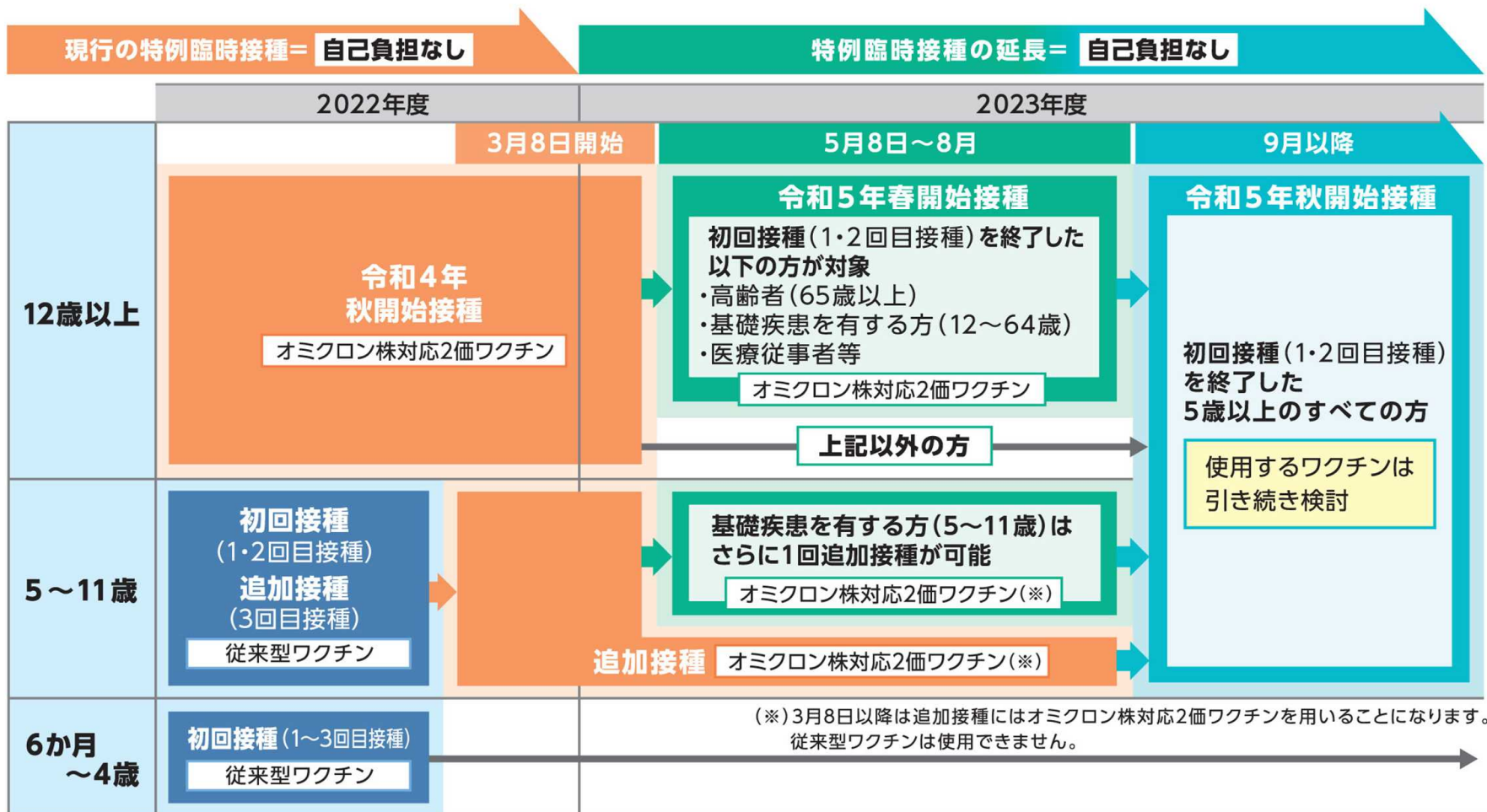
新型コロナ医療費の自己負担

5類移行後の新型コロナにかかる医療費は、原則、患者自己負担になります。
9月末まで治療薬(無料)や入院費用(月最大2万円)の軽減措置が設けられます。

	現行	5月8日以降
検査	自己負担なし	自己負担あり
外来 初診料等	自己負担あり	自己負担あり
陽性判明後の治療	自己負担なし	自己負担あり 高額な治療薬はなし (当面9月末まで)
入院	自己負担なし	自己負担あり 月に最大2万円軽減、 高額な治療薬はなし (当面9月末まで)

令和5年度ワクチン接種イメージ

令和5年度も、すべての方に自己負担なしで新型コロナワクチンを接種できます。



注：接種回数や接種証明については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

出典 厚生労働省資料リーフレット